

ユニホームについての見解

深谷市サッカー連盟

日本サッカー協会の「ユニホーム規程」に定めるもののほか、下記のとおりとする。

- 1 正副2着とは、「シャツ」、「ショーツ」、「ストッキング」とも異色のことをいい、シャツだけでなく、ショーツとストッキングも異色のものとする（ゴールキーパーについても同じ）。
- 2 シャツの「黒」は不可とする。
- 3 ショーツ、ストッキングについては、いずれか一方の「黒」は、可とする（双方黒は不可）。
- 4 ゴールキーパーは、フィールドプレイヤーと「シャツ」、「ショーツ」、「ストッキング」とも異色であること（正副とも）
- 5 長袖、半袖は問わない。
- 6 背番号は、正と副で同一のこと
- 7 スパッツを着用する場合は、パンツの主な色と同色のこと
- 8 メーカーの違いは、同一とは認めない。
- 9 ラインの違いは、同一とは認めない。
- 10 ワンポイントのみの違いは可とする。
- 11 背番号の書体の違いは可とする（色の違いは不可）。
- 12 背番号の貼り付けは認めない。
- 13 フィールドプレイヤーがゴールキーパーをする場合は、登録されたゴールキーパーのユニホーム（シャツ、ショーツ、ストッキングとも）を着用することを認める。
従って、この場合に限り背番号が登録と違ってても認めることとする。
また、試合中の交替は、試合に支障が無い限りシャツのみで可とする。
- 14 半袖の下に長袖を着る場合は、同色のみ可とする。
- 15 ユニホームの広告については、制限がある。